

短期入所のご案内



石巻市立病院

〒986-0825 石巻市穀町15番1号

電話 0225-25-5555 (代表)

FAX 0225-25-5673

短期入所とは



自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

利用のためには、障害福祉サービスに係る短期入所の支給決定が必要となります。

ご利用いただける方



障害福祉サービスに係る短期入所（医療型）の支給決定を受けている方

利用のための手続き



- 1 利用申請
石巻市の窓口（障害福祉課）にて、利用申請を行ってください。
- 2 支給決定
障害福祉サービス受給者証が発行されます。既にお持ちの方は、短期入所が追記されます。
- 3 事前面談
短期入所の利用の前に、外来にて事前面談を受けていただきます。
- 4 院内判定会議
担当医師や看護師などが事前面談の結果を踏まえ、短期入所の受入可否を決定します。
- 5 契約
短期入所の受入決定後、当院と利用契約を締結します。契約時は、障害福祉サービス受給者証と印鑑をお持ちください。
- 6 体験利用
宿泊を伴う利用の前に、日帰りによる短期入所を体験いただきます。
- 7 利用開始
日帰り短期入所体験後、宿泊を伴う短期入所の利用を開始します。

短期入所の利用申込みについて



短期入所利用の窓口は、地域医療支援センターとなっております。

利用希望日の属する月の前月1日までに予約申込みしてください。

利用期間は、原則として7日以内です。

※ 病棟内で季節性の感染症等が蔓延している場合は、ご利用をお断りさせていただくことがあります。

※ 利用者本人が利用直前に体調を崩した場合などは、ご利用できませんので、その際は窓口までご連絡をお願いします。

事前面談について



当院での受診歴の有無に係わらず、外来にて事前面談を受けていただきます。詳細は、窓口にお問い合わせください。

利用時の準備物



下記の物をご用意ください。

- 1 障害福祉サービス受給者証、健康保険証、診察券、印鑑
- 2 薬
- 3 経管栄養の方は、必要な用具、注入物
- 4 衣類（汚染時の着替えも含めて多めにご用意ください。）

※ 当院では短期入所利用者の洗濯は行っておりません。

- 5 日用品（紙おむつ、おしりふき、ティッシュ、歯ブラシ、コップ、スプーン、シャンプー、タオルなど普段の食事、排せつ、入浴時に使用しているもの。）
- 6 その他日常使用している装具、車イス、CDプレーヤー、玩具など
- 7 吸引器、エアーマット等使用されている方は、事前に確認させていただきますのでご相談ください。

利用中の過ごし方について



短期入所期間中に体調不良等で治療が必要となった場合は、利用者の家族等に連絡のうえ、かかりつけ等にご相談頂く場合がございます。

必要な経費



障害福祉サービス受給者証に記載の自己負担額が上限となります。

その他、医療処置等について自己負担が発生する場合があります。その際は、事前にご連絡させていただきます。

その他

ご不明な点等がございましたら、下記相談窓口までお問い合わせください。

【短期入所受付・相談窓口】

石巻市穀町15番1号

地域医療支援センター 0225-25-5555（代表）